

用途廃止及び払下げ等申請書作成ガイドライン

新城市役所 建設部土木課

用途廃止及び払下げ等の申請を行うにあたり、注意事項や必要書類についてまとめました。申請書作成の参考にして下さい。

【事前相談】

迅速な事務処理を行うため、用途廃止及び払下げ等の申請を行う際には必ず事前相談をお願いします。事前相談は、令和8年4月から土木課で全地区受け付けます。（各支所での受付はできません。）

事前相談の際には用途廃止及び払下げ等申請書、案内図、公図写し、現況平面図、土地所有者一覧、過去3ヶ月以内に撮影した現況写真を提出して下さい。また、案内図、公図写し、現況写真では申請箇所を朱書きで示して下さい。

相談時に申請地が市有財産として譲与されている土地であるか確認します（譲与されておらず、国有財産として残っている場合、新たに東海財務局へ国有財産譲与申請を行う必要があり、譲与が完了するまでは用途廃止及び払下げ申請の受付は保留とします）。

国有財産譲与申請は市が行いますが、3ヶ月程度の期間が必要となります。

隣接地等が未登記である、払下げ申請者と一体利用土地所有者が異なるなどの懸念事項がある場合は、必ず事前相談時に報告して下さい。

【申請】

申請書は、払下げの場合は3部（土木課保管用、財政課資産管理室保管用、申請者控え）、交換又は譲渡の場合は2部（土木課保管用、申請者控え）用意して下さい。

土木課保管用、財政課資産管理室保管用の書類は必ず朱肉の印のものを用意して下さい。押印した書類は必ず余白に訂正印（捨て印）も押して下さい。申請後に申請内容の変更をお願いする場合があります。

申請に必要な書類は以下のとおりです。

(1) 用途廃止及び払下げ等申請書 (様式第1号)

- ・ 払下げ (売り払い)、交換 (同一種類の財産と交換)、譲渡 (代替施設を寄付した場合) のいずれかに○を付ける
 - ・ 種目に関して、赤道は「道路」、青線は「水路」と記入する。
 - ・ 地積は小数点3位以下を切り捨てた実測面積を記入する。
 - ・ 「1 新都市が用途廃止および払下げ等をする土地の表示」の備考欄に申請地の現況地目を記入して下さい (登記地目の参考とするため)。
- ※ 記入していただいた現況地目にて表題登記等を申請しますが、法務局からの指示により地目が変わることもあります。
- ・ 「2 用途廃止及び払下げ等をしようとする理由」には隣接地の○○ (地目) と一体利用しているため等、使用している目的や状況等を明確に記載する。
 - ・ 「3 申請者が交換する土地又は寄附した土地の表示」は交換又は譲渡する場合のみ記入してください。

(2) 委任状 (様式第2号)

- ・ 申請を行うにあたり、申請者から委任を受けた場合には委任状の添付をお願いします。

(3) 誓約書 (様式第3号)

- ・ 払下げの場合のみ添付してください。交換又は譲渡の場合は必要ありません。

(4) 区長の意見書 (様式第4号)

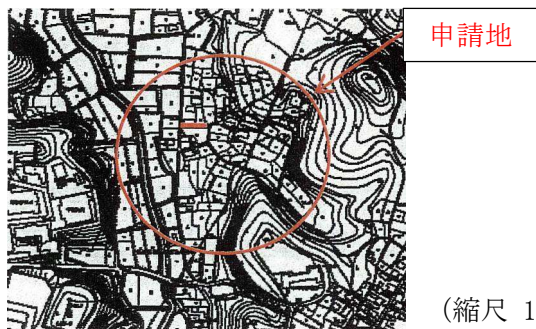
- ・ 代表を示す印 (区長印等) があれば、その印を押印していただく。
- ・ 現区長が用途廃止及び払下げ申請を行う場合、副区長から意見書をいただく。
- ・ 意見がある場合は、その内容を具体的に記入してください。
- ・ 裁判の判決結果に基づく用途廃止及び払下げ等の場合は意見書は必要ありません。

(5) 隣接土地所有者の同意書 (様式第5号)

- ・ 申請地が隣接するすべての土地所有者から同意書をいただく (申請地と隣接地が点で接している場合にも隣接土地所有者の同意書が必要となります)。
- ・ 官公署が隣接地である場合、官公署からの同意書は必要ありません (払下げを行うにあたり、市と利害関係がないため)。
- ・ 日付は同意書に署名押印をいただいた日付を記入する。隣接土地所有者の同意書の印鑑は認印でも構いません。
- ・ 隣接土地所有者が死亡し、相続人がある場合、相続関係書類を添付し、相続人の持分過半数から同意書をいただく。
- ・ 裁判の判決結果に基づく用途廃止及び払下げ等の場合は同意書は必要ありません。

(6) 位置図

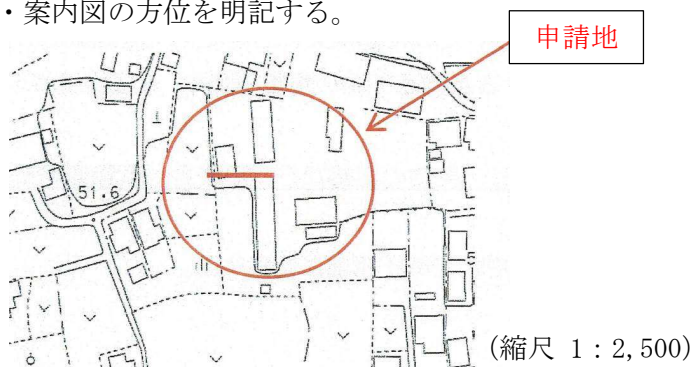
- 位置図の縮尺は 25,000 分の 1～10,000 分の 1 程度で作成する。
- 位置図に方位と縮尺を明記する。
- 申請地の位置を朱書きで以下のように表示する。
- 位置図内に目印となるものが入っているとわかりやすい。(公共施設や駅など)



(縮尺 1 : 10,000)

(7) 案内図

- 案内図は地形等が明確な 2,500 分の 1 程度のものを添付する。
- 位置図と同様に朱書きで申請地を表示する。
- 案内図の方位を明記する。

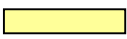











(縮尺 1 : 2,500)

(8) 現況平面図

- 土地の利用状況、利用一画地が明確になるように建物、工作物等の位置、形状、現況平面図の縮尺、方位を明記する。
- 水路、河川に関しては流水方向を矢印で記入する。
- 用途廃止する公共用財産の位置、代替施設の位置、形状を凡例(例1)に基づき、現況に合わせて着色する。
- 平面図の右下に該当する凡例の表を加える。凡例は該当するもののみ記載すればよい。

凡例（例1）

凡 例	用途廃止		道路・堤
			水路・ため池
			堤塘
	既存施設		道路敷
			水路,ため池
			堤敷
	代替施設		道路
			水路・ため池
			堤敷
	利用一画地		利用一画地

（9）公図写し

- ・公図写しは法務局備付けのものであること。
- ・申請者の利用一画地を朱線で囲う。
- ・公図写しの縮尺、方位を明記する。
- ・公図謄写の範囲は、申請地とその利用一画地、その外側の土地を含め、広範囲が載っていること。
- ・申請地とその一体利用地、その外側の土地について、筆ごとに利用状況を現況平面図の凡例（例1）のとおり着色する。
- ・水路、河川に関しては流水方向を矢印で記入する。

（10）求積図

- ・縮尺は250分の1程度で作成する。
- ・求積表の地積は面積から小数点3位以下を切り捨ててある数値とする（求積図は地積測量図と同等のものである）。

（11）土地所有者一覧表

- ・すべての隣接土地所有者の一覧表を作成する（点で接する土地の所有者も隣接土地所有者として記載する）。
- ・すべての隣接土地に関する要約書を添付するかたちでもよい。

（12）現況写真

- ・現況写真は用途廃止財産、代替施設ごとにその両端及び必要な箇所から撮影する（可能な限り、現況が全てわかるように撮影してください）。
- ・現況写真に用途廃止財産の場所を朱書きで表示する（境界杭に沿って線を引く）。
- ・撮影年月日を明記する。

(13) 写真撮影方向図

- ・写真を撮影した位置、方向を記入したものを添付する。
- ・水路や河川が写真に写る場合、その流水方向を記入する（水路の払下げの場合、申請地に流入していないかどうか確認できるようにするため）。
- ・現況平面図に撮影位置、撮影方向、流水方向を記入する形式でもよい。

(14) その他必要と認められる書類

- ・賃貸借契約書、土地売買契約書、相続関係書類等、事実確認に必要となる書類の提出をお願いすることがありますので、ご了承下さい。

【地積測量図・土地所在図について】

表題登記、分筆登記申請時に地積測量図を添付する必要があるため、地積測量図をSFCファイルで提出して下さい。申請者は新城市長、作製者は空欄とし、作製日については年月日のみ空欄で提出して下さい。

また、表題登記の際には土地所在図も必要になります。土地所在図の縮尺は以下のとおり作成して下さい。

市街地地域（主に宅地が占める地域及びその周辺の地域）

250分の1又は500分の1

村落・農耕地域（主に田、畑等が占める地域及びその周辺の地域）

500分の1又は1,000分の1

山林・原野地域（主に山林、牧場又は原野が占める地域及びその周辺の地域）

1,000分の1又は2,500分の1

令和 2年 9月 28日 改正

令和 5年 3月 10日 改正

令和 8年 4月 6日 改正